

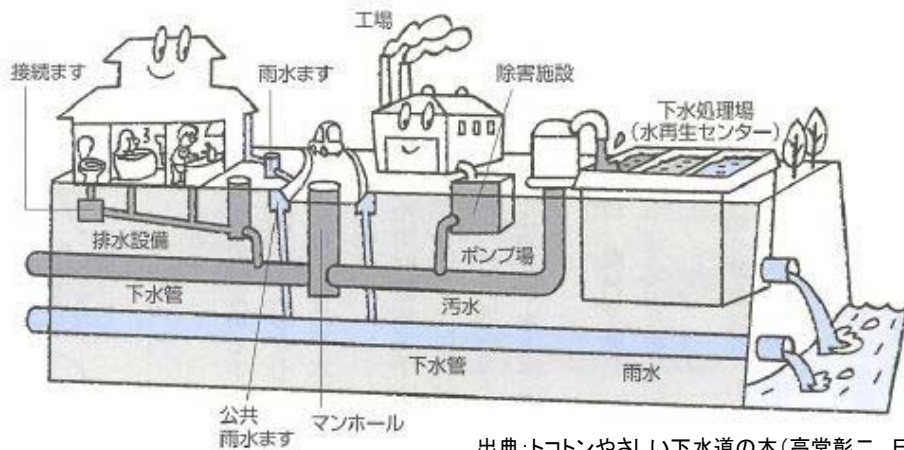
参 考

集合処理（公共下水道、農業集落排水施設など）

家庭から出る「汚水（＝し尿と台所・風呂・洗濯等の生活雑排水を合わせたもの）」のすべてが道路下に埋設された污水管を通して処理場に送られ、きれいに処理された後、処理場付近の河川等に放流されます。

集合処理の計画区域においては、污水管が整備され各家庭が排水設備を接続できる状態を整備済としています。

下水道のしくみ(分流式)



出典：トコトンやさしい下水道の本(高堂彰二、日刊工業新聞社)

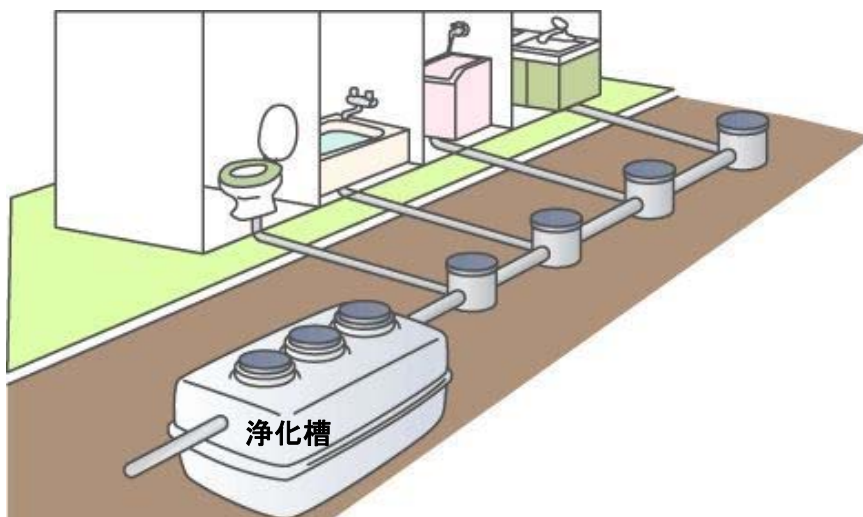
個別処理（浄化槽）

家庭から出る「汚水（＝し尿と台所・風呂・洗濯等の生活雑排水を合わせたもの）」のすべてが浄化槽で処理され、きれいな水が各家庭付近の側溝等に放流されます。

個別処理の計画区域においては、浄化槽を設置した状態を整備済としています。

一般に浄化槽はこのタイプのことをいい、合併浄化槽ということもあります。

水環境を守るには、適正な維持管理が必要です。このため浄化槽管理者には、浄化槽法により清掃及び保守点検の実施並びに法定検査の受検の3つの義務があります。

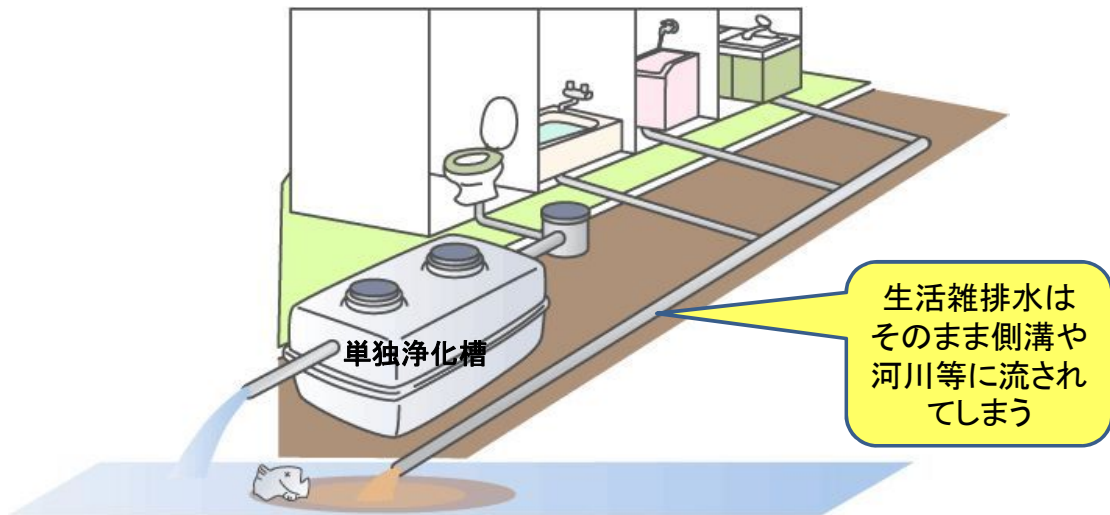


## 単独浄化槽

し尿のみを処理する施設

台所、風呂、洗濯等の生活雑排水をそのまま側溝や河川等に流してしまうため、自然に大きな負担をかけてしまいます。

平成12年には浄化槽法が改正され、単独浄化槽の新設は原則禁止されており、下水道への接続や浄化槽への転換が必要です。



## 汲み取り

し尿を便槽に貯留しておき、バキューム車等で汲み上げてし尿処理場に搬入して処理する方式  
台所、風呂、洗濯等の生活雑排水をそのまま河川に流してしまうため、自然に大きな負担をかけてしまいます。

このため、下水道への接続や浄化槽の設置が必要です。

